



必ずお読みください。

装置を安全に正しくお使いいただくための重要な注意事項について説明します。使用者や装置、試料に事故が発生することを防ぐため、必ずお読みいただき、指示に従ってください。

必ずお読みください

1.1 試験槽内に入れてはいけない物質

危険



次に掲げる爆発性物質および可燃性物質、さらにそれらを含む物質は、試験槽内に絶対に入れないでください。また、これらの物質を装置付近に放置しないでください。

爆発、火災の原因になります。

爆発性物質



爆発性の物

- ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルロース、その他爆発性の硝酸エステル類
- トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、その他の爆発性のニトロ化合物
- 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイル、その他の有機過酸化物

可燃性物質



発火性の物

金属「リチウム」、金属「カリウム」、金属「ナトリウム」、黄りん、硫化りん、赤りん、セルロイド類、炭化カルシウム（別名カーバイド）、りん化石灰、マグネシウム粉、アルミニウム粉、マグネシウム粉およびアルミニウム粉以外の金属粉、亜ニチオン酸ナトリウム（別名ハイドロサルファイト）



酸化性の物

- 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウム、その他の塩素酸塩類
- 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウム、その他の過塩素酸塩類
- 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウム、その他の無機過酸化物
- 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウム、その他の硝酸塩類
- 亜塩素酸ナトリウム、その他の亜塩素酸塩類
- 次亜塩素酸カルシウム、その他の次亜塩素酸塩類

つづく

危険

つづき



引火性の物

- エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が -30°C 未満のもの
- ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が -30°C 以上 0°C 未満のもの
- メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ペンチル(別名酢酸アミル)その他の引火点が 0°C 以上 30°C 未満のもの
- 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)、酢酸、その他の引火点が 30°C 以上 65°C 未満のもの



可燃性のガス

水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の 15°C 、1気圧において気体である可燃性のもの

【労働安全衛生施行令第6条別表より抜粋】

警告



導電性で飛散する試料は入れないでください。

装置の空調部に入り込むと、加熱器での漏電の原因となります。

通知

- 試料を試験槽内に入れる場合は、試料が飛散しないようにしてください。

小さく軽い試料はフタ付のアミかごに入れるなどの配慮が必要です。また、試料をアルミ箔などで包んで入れると、風を受ける面積が広がるため、飛散しやすくなります。万一、アルミ箔などの試料が飛散した場合は、装置のブレーカーを OFF にした後、一次側電源を切り、お買い上げ店または当社にご連絡ください。ちぎれたアルミ箔の小片が加熱器に入ると、故障につながります。

- 腐食性物質は、試験槽内に入れないでください。

試料により腐食性物質が発生する場合、特にステンレスや銅の腐食、樹脂、シリコンの劣化により製品の寿命が著しく低下することがあります。

腐食性物質には、塩素、塩化物、酸類などがあります。常温では腐食性がなくても、高温時および高湿時に腐食性のある物質も含まれます。